

北海道50年の歩み—真宗同朋会運動— No.29

点描

教団問題 公議公論を求めて

北海道教区教団問題協議会 (下)

1979
昭和54年

嶺藤亮宗務総長を迎えて札幌別院本堂で行われた宗憲改正の要点説明会

大谷光暢法主管長名による「開申」によって顕在化した教団問題。以来、十余年の宗門諸問題を踏まえて強く求められてきた宗憲改正案が、一九七九年(昭和54)4月19日、宗憲改正委員会(五辻實誠委員長)によって答申された。

北海道教区は、その翌日の4月20日、嶺藤亮宗務総長と宮部幸麿宗憲改正委員会主査を迎えて、「宗務総長を囲む同朋のつどい」と題した宗憲改正の要点説明会を開催した。会場となった札幌別院には、教区会議員、教区門徒会員、別院輪番、教区坊守会役員等二五〇余名が参加した。

宗門の現況を説明した嶺藤総長は、一連の宗門混乱の事件を「宗門の外の方々、いわゆる第三者との間に起きた事件」「内部にある問題」の二つに大別し、前者は六条山事件、聖護院別邸仮登記申請、大谷の里事件など宗門の諸機関に諮ることなく第三者と契約していったこと。後者は宗務総長の任命をはじめとする允裁拒否によって宗務機関が混乱したこととした。

そして、この二つが絡み合いながら最終的に起きたのが、本山本

願寺離脱申請という内部事件と、枳殻邸処分という対外的事件に集約されると赤裸々に説明した。

しかし、宗憲改正はこれら一連の事件を直情的に批判して出てきたものではないという。

「問題の根は、我々の日常生活をおさえてみることはないか。葬式・法事をし、金襴・色衣に身をやつし、全くの寺院経営主義におち入っている現況を開山聖人の前に問う時、一体どうなりますか。お互い永い歴史の中に蓄積された体質は、これでよいのか」と問いかける。

かかる認識の中から開かれてきたのが、一九七七年(昭和52)の真宗同朋会運動十五周年全国大会で集約決議された「宗門の内なる体質の克服」「仏法は世間の事件の接点の中で聞かねばならない」「門徒としての自覚と実践」(原文ママ)の三項目であり、この認識の下に今回の宗憲改正が必然的に出てきたのであるという。

その要点は「同朋社会の顕現」「宗本一体、真宗本廟中心の宗門」「同朋公議、門徒の宗政参加」であると述べた。

熱気に満ちた要点説明会の翌月、第2期北海道教学研究所(仲野良俊所長)では、宗憲改正案について討議がなされた。翌月6月4日の第2期の終了にあたって

は、「教団状況は烈火の如く揺れ動き、まさに「真宗大谷派」なる存在は私にとつて如何なる意味をもつのか、その課題は一人一人の上にな大きく問われたことであります」と結んでいる。

北海道教研の姿勢を引き継ぐかのように、同年6月18日から開催された第8回伝道研究所では、宗憲改正案について真摯な議論が交わされ、宗務総長宛に質問状が作成された。

その主なる内容は、「帰依処」についてであった。帰依は帰依三宝の句に代表されつつ、殊に畢竟依としての阿弥陀仏に帰依することが本来ではないのか。一門徒の感慨として宗祖を帰依処と仰ぐことに異論をはさむものではないが、信仰的実存においてのみ成立する祖師崇敬が教団の領域にまで広げられたとき、かえってその感慨が信心本来の柔軟性を失い、宗祖の精神に違うばかりか、ひいては帰依という語が本来意味すべき境界を離れ、道理世俗に流されるのではないかと問うものである。

これまでの経緯を踏まえ、個ではなく、「真宗本廟を中心とする宗門」であることに異を唱えるのではないが、ここを聖域とし、宗祖聖人の真影が強調されるあまり、本尊を二義的に位置づけてはいないかと問うものであった。

(速水 馨)